

平成30年度

社会福祉協議会

地域福祉事業の紹介

生活自立相談支援センター（生活困窮者自立支援事業）

生活や経済的な困りごとについて、相談支援員が話をうかがい、一人一人の状況に応じた解決方法を一緒に考え、さまざまな関係機関と連携して支援を行います。

【支援事業】

自立相談支援事業……本人に必要な支援を把握し、状況に応じてさまざまな支援につなげていきます。

その他の支援事業……家計相談支援事業、就労準備支援事業等



生活福祉資金貸付

世帯の生活の安定と自立を目的に、低所得者・障がい者・高齢者世帯等に資金の貸付を行います。

【資金の種類】総合支援資金及び福祉資金並びに教育支援資金など

※所得基準がありますので、詳しくは最寄りの社協各支所へお問い合わせください。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

日常生活で不安を感じている方の福祉サービス利用のお手伝いやお金の出し入れ、大切な書類の預かりなどの支援を行います。

【対象者】認知症の高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方で福祉サービス利用のお手伝いが必要な方

【利用料】1回1時間まで1200円 30分を超えるごとに400円

【交通費】交通費は1kmあたり30円をご負担願います。

成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方が、安心して暮らすことができるように成年後見制度の相談に応じます。



社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進するため、地域の人たちと共に支援活動を進めています。

社会福祉協議会の福祉事業は、全ての人々のために地域住民の参加による助けあい、支えあいの福祉社会の実現と定着に向けて、住民による福祉活動を展開しています。

ここでは、主な在宅福祉事業の概要についてお知らせします。福祉事業を希望される方は、社会福祉協議会地域福祉係または、各支所か地域センターまでお申し込みください。

ボランティアをしてみませんか

地域で助け合い、支え合う福祉活動を進めるには、

市民の皆さんの参加(ボランティア)が必要です。

このチラシの活動などについてご協力をお願いします。



お気軽にご相談ください

佐渡市社会福祉協議会 地域福祉係		☎81-1155
両津支所	地域福祉係 ☎23-5500(代)	金井地域センター ☎63-6200
相川支所	地域福祉係 ☎74-0055(代)	新穂地域センター ☎22-3300
佐和田支所	地域福祉係 ☎57-8141(代)	真野地域センター ☎55-4012
畑野支所	地域福祉係 ☎81-1620(代)	小木地域センター ☎86-3838
羽茂支所	地域福祉係 ☎88-3838(代)	赤泊地域センター ☎87-3370

🍀 移送サービス

単独で一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等の方に、福祉車両による移送サービスを行っています。通院・入退院・入退所等の送迎に利用できます。

【対象者】佐渡市内に居住する市民税非課税世帯及び市民税均等割のみの世帯のうち次に該当する方

①要介護3・4・5の認定を受けた方

②身体障害者手帳1・2級（視覚障がい、下肢又は体幹不自由）をお持ちの方

【利用日】月曜日から金曜日まで 祝日、国民の休日及び年末年始は除く。

（原則として1人につき1ヶ月3回を利用限度とします。）

【利用料】無料です。

【利用時間】午前8時30分から午後5時までの間

🍀 配食サービス

日常生活で困っている方へお弁当（夕食用）をお届けし、健全な食生活の支援と安否確認などを行います。

【対象者】佐渡市が実施する「配食サービス事業」を受けていて次に該当する方

①70歳以上1人暮らし高齢者で、調理が困難な方

②75歳以上高齢者のみ世帯にあって、調理が困難な方

③身体障がい者で、自立支援のために必要と認められる方

【利用料】・お弁当（ごはん・おかず）……1食あたり400円

・おかずのみ……1食あたり300円

※個人負担となります。

🍀 生活支援ボランティア派遣

日々の暮らしの中での困りごとを、生活支援ボランティアが代わって行います。（有償ボランティア活動）例えば、買い物・電球の交換・ゴミ出し・郵便物の内容確認など、おおむね30分程度で行える活動です。ただし、希望する内容によっては提供できない場合があります。

【対象者】高齢者や障がいをお持ちの方、小学生以下の子供を養育している父母

【利用料】30分まで200円、60分まで400円

交通費は1kmあたり25円をご負担願います。

🍀 おはようコール

定期的な電話による話し相手や安否確認、健康状態の把握を行います。また、簡単な悩みごとの相談に応じています。

【対象者】おおむね75歳以上1人暮らし高齢者および障がいをお持ちの方等

【利用日】週のうち1～3回程度 おおむね午前中に電話をします。

🍀 日常生活用具貸与

介護が必要な高齢者のうち介護認定を受けていない方、障がい者等で日常生活を営むのに支障がある方を対象に特殊寝台、車椅子等の貸出を行っています。

【貸与期間】必要と認められる期間

【使用料】無料です。

※台数に限りがありますので、最寄りの社協支所へお問い合わせ下さい。



福祉のまちづくり
お手伝いします



🍀 介護者のつどい

在宅で介護されている方が、介護者同士の交流を通じて、悩みの解消や情報交換をするとともに、日ごろの介護疲れを癒し、心身のリフレッシュを図ります。

【対象者】在宅で介護している方

【参加費】100円

🍀 障がい者交流会（はやで隊）

障がいをお持ちの方がレクリエーションや昼食会等を通して交流を深めます。「は・や・で隊」の愛称は話したい、やりたい、出かけたいたいの意味が込められています。

【対象者】身体障害者手帳をお持ちの18歳～50歳代の方

【参加費】開催内容によって異なります。

🍀 地域の居場所作り

（いきいきサロン、地域の茶の間、子どもの居場所）

誰でも気軽に集える場所で、地域のボランティアが中心となり、趣味活動やレクリエーション等を行います。地域の絆を深め、孤独感の解消を図ります。また、子どもの遊び場や親同士が気軽に集える場を提供し、相互交流を促進します。

【対象者】地域住民

【参加費】開催地区によって異なります。



🍀 見守り活動

地域から孤立させないで、いつも温かく見守り、不幸な事故の発生を未然に防ぐことを目的に、地域住民による、声かけ、電気・洗濯物・カーテンなど外観からの状況確認（外からの見守り）を行います。

【対象者】閉じこもりがちな65歳以上の高齢者および障がいをお持ちの方等

🍀 CSW（地域福祉相談員）の配置

既存の福祉サービスだけでは対応困難な問題の発見や解決のため、相談員を配置し、訪問活動や関係機関との連携により、課題解決の支援に取り組みます。